



廃棄物の野外焼却 (野焼き) は禁止されています

☎環境課 ☎22-1314

【野外焼却は違法行為です！】

廃棄物の野外焼却は、煙や悪臭による近所迷惑、ダイオキシン類や有害物質の発生による健康被害、火災発生の原因となるため、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で禁止されています。たとえ、ドラム缶やブロック囲い、家庭用焼却炉での野外焼却であっても禁止です。野外焼却は、法律第25条の罰則に該当し、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金のいずれか、または両方が科せられます。

近年、全国で多発している山火事の原因の約6割が野外焼却を含む「たき火・火入れ」です。一度燃え広がってしまえば大規模火災となることもあり、近隣に多大な迷惑をかけることにもつながります。家庭から出たごみや庭木、枯草などは野外焼却せず、指定されたルールで処理してください。

【野外焼却が禁止されているもの】

- 家庭から出たごみ（生ごみ、紙くずなど）
- 落ち葉、枯草、剪定枝（農林業を営むためにやむを得ないものは除く）
- プラスチック類、ゴム類、皮革類（例外はありません）

※一部例外はありますが（どんと焼き、たき火、農業者が行う稲わらの焼却など）廃棄物の処理を目的とした焼却は原則認められていません。



考えてみよう「特定外来生物」について

特定外来生物とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から、外来生物法（正式名称：特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律）に指定される生物のことです。特定外来生物に指定された生物の取り扱いについては飼養・栽培・保管・運搬・輸入などに厳しい規制がかかります。正しい知識を持って適正に管理を行い、外来種による被害を予防しましょう。

外来種被害予防三原則 「入れない・捨てない・広げない」

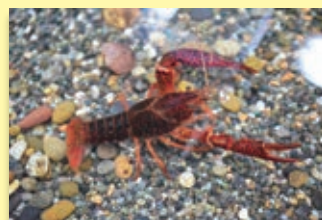
特定外来生物に指定されている生物はたくさんありますが、例えば、次の生物は市内でも確認されています。



オオキンケイギク

特定外来生物

栽培・運搬・販売・野外に放つことなどが禁止。



アメリカザリガニ



アカミミガメ

条件付き特定外来生物

一般家庭での飼育や無償譲渡は許可が不要ですが、野外に放したり、逃がしたりすることは禁止で、罰則もあります。

特定外来生物の種類や規制の詳細について 環境省ホームページ▶



台風シーズンに備えましょう！

9月は、台風による大雨・洪水などの被害が最も発生しやすいシーズンです。近年、ゲリラ豪雨や線状降水帯の発生など、これまでに経験したことのない予想を超えた大雨が降り、洪水や土砂災害が発生する危険性が高まっています。

自分や家族を守るため、正確な情報の入手方法や、災害時の取るべき行動について、日ごろから家族で話し合っておきましょう。



「キキクル」を活用した事前の備え

災害から命を守るには、周囲が危険な状態になる前に早めの避難が大切です。気象庁では、大雨や洪水による災害の危険が、どこで、どのレベルで迫っているかを地図上で視覚的に知ることができる「キキクル」をホームページで公開しています。テレビやラジオなどの気象情報で注意報や警報が発表されるなど、大雨による災害が発生するおそれのある時や、急に激しい雨が降った時はキキクルを活用しましょう。

キキクル



「警戒レベル」と「避難情報」

国では、平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、河川の氾濫や土砂災害などの災害が発生するおそれがある時に、住民がとるべき行動を分かりやすくするよう、5段階の警戒レベルをもちいていました。

しかし、この5段階の警戒レベルごとの住民がとるべき行動などがわかりにくかったため、令和3年5月に直感的に理解しやすい、現在の避難情報と住民がとるべき行動に変更されました。

また、住民の皆さまが自ら行動を取る際の判断の参考となる情報として、県や気象庁（仙台管区気象台）などが発表する「防災気象情報」を「警戒レベル相当情報」として発表しています。

警戒レベルや警戒レベル相当情報に応じて、適切な避難行動をとってください。

警戒レベル	避難情報	住民がとるべき行動	状況
5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！	災害発生または切迫
警戒レベル4までに必ず避難！			
4	避難指示	危険な場所から全員避難	災害のおそれ高い
3	高齢者等避難	危険な場所から 高齢者等は避難	災害のおそれあり
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	自らの避難行動を確認	気象状況悪化
1	早期注意情報 (気象庁が発表)	災害への心構えを高める	今後気象状況 悪化のおそれ